

所管部課	地域福祉部 障害福祉課	部長	伊野宮 崇	
件名	令和5年度東大和市障害福祉サービス等事業所助成金支給要綱について			
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>原油価格・物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス事業所の負担軽減を図るため、事業継続に資する助成金を運営法人に支給するための単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 対 象 市の区域内の指定事業所において、障害福祉サービス等を提供している事業者（令和5年7月1日において当該事業所を運営しており、令和6年3月31日まで事業運営の継続が見込まれる事業者に限る。）</p> <p>イ 支給額 1サービスにつき、20万円（一部のサービスについては10万円）。ただし、事業所において複数のサービスを提供している場合、一事業者につき支給上限額を60万円（一部のサービスについては30万円）とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行し、令和5年7月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>助成金の支給により、市内における障害福祉サービス等事業所の安定的で持続可能な事業運営の継続が図られ、障害者の福祉の向上に寄与することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年6月追加補正予算（2号）に計上し、議決された。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。